

# あづみ野池田いきいき食育条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条―第10条）

### 第2章 基本的施策（第11条―第14条）

### 第3章 推進体制等（第15条―第18条）

### 附 則

「食」は命の源であり、子どもたちが健やかに成長し、町民が健康な生活を送るために不可欠です。池田町は、北アルプスに源を発する清らかな水と先人のたゆみない努力により、古くから豊かな米づくりの里として郷土の食文化を守り育ててきました。

しかし、近年、不規則な食事による肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向など健康を脅かす問題が起きています。また、家族みんなで食卓を囲む機会が減り、古くから受け継がれてきた食文化の継承も危ぶまれています。さらに、「食」の安全や海外依存、食品ロスなどに伴う環境への負荷、低栄養やフレイルなどの課題も生じています。

これらの課題解決には、町民一人ひとりが「食」について意識を高め、健全な食生活を実現していくことが求められています。とりわけ、米などを中心にした日本型食生活や減塩など栄養バランスの良い食生活の推進を図ることは重要です。

ここに、食育の取り組みについて基本理念を明らかにし、町、議会、教育・福祉・医療関係者、町民、事業者などとの協働により、食育に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため本条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、食育に関し基本理念を定め、町の責務並びに議会、教育・福祉・医療関係者、町民、事業者などの役割を明らかにし、食育に関する施策の基本となる事項を定めます。また、町民一人ひとりが「食」を楽しく学び、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、「食育のまちづくり」を実現することを条例の目的とします。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号で定めるとおりです。

- (1) 食育 様々な学習と経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人に育てることをいいます。
- (2) 教育・福祉・医療関係者 教育、保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者及び関係機関・関係団体をいいます。

- (3) 食育関係者 食育を進める町民及び団体をいいます。
- (4) 農業関係者 農業者及び農業に関する団体をいいます。
- (5) 食品関連事業者 食事の提供を行う事業者、食品の製造・加工・流通・販売を行う事業者及びその組織団体をいいます。
- (6) 地産地消 地域で生産された農産物を地域で消費することをいいます。
- (7) 日本型食生活 日本の気候・風土に適した主食である米などを中心に魚、肉などの主菜、野菜、海藻などの副菜、牛乳・乳製品、果物などの多様な副食などを組み合わせた栄養バランスに優れた食生活をいいます。
- (8) フレイル（虚弱） 年齢の増加とともに運動機能や認知機能などが低下し、生活機能の障害や心身の脆弱性が現れた状態で、健康な状態と日常生活でのサポートが必要な中間の状態にあることをいいます。
- (9) 食品ロス 食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

（基本理念）

第3条 食育は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「基本法」という。）及び次に掲げる基本理念に基づき進めます。

- 2 食育は、「食」に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現し、町民の心身の健康増進と豊かな人間性の形成につなげるとともに、農業体験などを通じ自然の恩恵や「食」に関わる人々への感謝の念や理解が深まるよう進めます。
- 3 食育は、家庭における食育が食習慣を確立するうえで重要な役割を有していることを認識し、健やかな生活リズムを確立し、栄養バランスの良い日本型食生活などを普及するよう進めます。
- 4 食育は、食品の安全性をはじめとする「食」に関する幅広い情報提供などにより「食」に関する知識と理解を深め、適切な食生活の実践につながるよう国、県及び関係機関と連携して進めます。
- 5 食育は、町の伝統のある食文化、地域の特性を活かした食生活などに配慮し、食料の生産者と消費者との交流を図りながら様々な食育体験活動を推進し、地域の活性化、食文化の継承・発展につながるよう進めます。
- 6 食育は、米づくりや農産物生産を活発にし、「旬」の食材を大切にした地産地消を進め、食品ロスを削減し、「食」の循環と環境を意識して進めます。
- 7 食育は、食育に関わる人材を養成するとともに、町民及び事業者の自発的意思を尊重し、相互の連携と理解による協働で進めます。

（町の責務）

第4条 町は、基本法第10条及び基本理念に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するよう努めます。

- 2 町は、町民が「食」に関心を持ち、自らの力で健全な食生活を実現していけるよう食育に関する正しい知識や様々な情報提供を行います。また、町民が主体的に参画しやすい事業を関係機関と連携を図り、実施していくよう努めます。
- 3 町は、食育に関する人材を養成し、議会、教育・福祉・医療関係者、町民、食

育関係者、農業関係者及び食品関連事業者などとの協働により、食育の推進が図れるよう努めます。

(議会の役割)

第5条 議会は基本理念に基づき、町の食育施策の実施状況を検討し、必要な提言を行うとともに、町及び町民と協働して食育の推進に取り組むよう努めます。

(教育・福祉・医療関係者の役割)

第6条 教育・福祉・医療関係者は基本理念に基づき、教育・福祉・医療などに関する分野において積極的に食育を推進するよう努めるとともに、食育関係者が行う食育の推進活動に協力するよう努めます。

2 保育園、小中学校は一貫した指導体制を確立し、家庭や地域住民と連携して食育を推進するよう努めます。

3 食物、栄養などに関する教育関係者は、専門的知識を活かした役割を果たせるよう努めます。

4 保育園、小中学校の給食においては、地産地消が高まるよう努め、食に関わる人々への感謝の念を醸成するよう努めます。

(町民の役割)

第7条 町民は、「食」に関する適切な判断力を養い、健全な食生活の実現に努めます。

2 保護者などは、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識し、健康やかな生活リズムを身につけるよう努めます。

3 町民は、食文化の継承に努め、地産地消が進むよう努めます。

4 町民は、食品ロスの削減に努めます。

(食育関係者の役割)

第8条 食育関係者は、町民が健康で暮らすための食生活の改善や地産地消が進むよう努め、町の施策に協力するよう努めます。

2 食育関係者は、関係機関と連携し、地域に伝わる行事食や郷土食、保存食などの食文化も継承・発展するよう努めます。

(農業関係者の役割)

第9条 農業関係者は、米などを中心とした地産地消の推進に努めます。

2 農業関係者は、地域の消費者との交流に努め、教育関係者と連携し、農業体験などの食育推進活動の協力を努めます。

(食品関連事業者の役割)

第10条 食品関連事業者は、地元産食材を積極的に利用した地産地消の推進及び町の郷土食・健康などに配慮し、地域に根差した事業活動が進むよう努めます。

2 食品関連事業者は、食品ロスの削減に努めます。

## 第2章 基本的施策

(「食」を通じた健康づくりの推進)

第11条 町は、「食」を通じた健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を講

ずるよう努めます。

- (1) 「食」及び健康づくりに関する町民の理解を深めるために講演会・講座の開催、その他必要な情報提供などを実施します。
- (2) 家族そろって健やかな生活リズムを身につけ、栄養バランスに配慮し、個々の状態に応じた適切な食事を摂れるよう健康教育・健康相談・健康増進事業などを充実させます。
- (3) 栄養バランスに配慮した食事では、減塩・野菜摂取に配慮した日本型食生活などの普及に努めます。
- (4) 肥満や痩身、低栄養・フレイルなどの課題に対する施策を講じます。
- (5) 保育園、小中学校における食育に関する指導体制を充実させます。
- (6) 災害時の「食」に関する知識と実践力の育成につながる情報提供や学習会などの開催に努めます。

(「食」を通じた心豊かな人づくり及び食文化の継承の推進)

第12条 町は、豊かな心を育むため、次に掲げる施策を講ずるよう努めます。

- (1) 家族や仲間と一緒に食事を食べたり、作ったりする回数を増やすための啓発に努め、料理教室などの開催に努めます。
- (2) 食べ物と「食」に関わる人々への感謝の気持ちを育てるよう地域と連携して保育園、小中学校での農業体験を充実させます。
- (3) 池田の食文化を継承するよう保育園、小中学校、家庭、地域住民の取り組みを支援します。

(「食」の循環と環境を意識した食育の推進)

第13条 町は「食」の循環と環境を意識した食育を進めるため、次に掲げる施策を講ずるよう努めます。

- (1) 米づくりや農産物生産及び「旬」を大切にした地産地消の推進が図れるよう支援します。
- (2) 町民が「食」の安全・安心に関心を持ち、「食」を選択する力が身につくよう情報提供や食育関係者の活動を支援します。
- (3) 食品ロスを削減するとともに、堆肥化などによる「食」の循環と環境を意識した食育の推進を支援します。

(食育推進活動の展開)

第14条 町は、食育の推進に関する活動を、町民、議会、教育・福祉・医療関係者、食育関係者、農業者、食品関連事業者（以下「食育関連者」という）の皆さんとの協働により食育を進める施策を講ずるよう努めます。

- (1) 食育の推進に関する普及啓発を図るための事業を行い、重点的に食育活動を推進する期間を指定します。
- (2) 食育の推進に関する専門的知識を有する人材を養成し、その活動を支援します。
- (3) 食育関連者の自発的意思を尊重し、相互の情報や意見交換が促進されるよう支援します。

### 第3章 推進体制等

#### (食育推進計画)

第15条 町長は、基本法第18条第1項の規定に基づき、池田町食育推進計画（以下「推進計画」という。）を作成します。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めます。

- (1) 食育の推進に関する基本方針
- (2) 食育の推進に関する基本目標
- (3) 食育の推進に関する施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 町長は、推進計画を定めるに当たっては、町民の意見が反映されるよう必要な措置を講じます。

#### (食育推進会議)

第16条 町長は、基本法第33条第1項の規定に基づき、食育推進のための会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について協議します。

- (1) 食育推進計画の策定及びその実施に関すること。
- (2) その他食育の推進のために必要なこと。

3 前2項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は別に定めます。

#### (公表)

第17条 町長は、推進計画を作成、変更したときはこれを公表します。

#### (補足)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めます。

### 附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行します。